

一般競争入札説明書

恩納村が発注する「村道印田線雨水排水路整備工事」にかかる一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は下記のとおりとする。

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名：村道印田線雨水排水路整備工事
- (2) 契約の内容：仕様書のとおり
- (3) 工 期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日
- (4) 納 入 場 所：恩納村役場（沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地）
- (5) 入 札 金 額：入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった課税対象の契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額に非課税額を足した金額を入札書に記載すること。

※落札価格を決定するにあたっては、入札書に記載された課税対象の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）と、非課税額を加算した金額をもって落札とする。

2. 入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 恩納村が発注する工事等の競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規定第3条に基づく入札参加者資格審査を受けた者であること。
- (2) 令和7・8年度沖縄県建設工事入札参加資格、土木一式工事業特A等級からB等級。
- (3) 沖縄県内に本社、支社、支店等を有すること。

3. 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者は、その事実があった後 3 年間の範囲内で村長が定める入札参加停止期間を経過していない者。

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、村長の指名停止又は指名除外の措置を受けている者。

(3) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札期日以前 6 か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による校正手続き開始の申立てをした者、若しくは申立てがなされた者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをした者、若しくは申立てがなされた者。

(5) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益活動を行う者。

4. 入札参加資格の申請方法

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申し込み期限内に直接もしくは書留郵便で提出をおこなう。

なお、FAX 及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は、受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

① 競争入札参加資格確認申請書

② 恩納村建設課が発行する「入札参加資格審査結果通知書」の写し

③ 誓約書

注) 入札参加資格審査を受ける場合は、必要書類を恩納村建設課へ提出する。国又は地方公共団体で入札資格の審査を受けて通知を受けている場合は、その写しも合わせて提出する。

④ 工事施工実績(直近の 5 年度間)(※公共工事のみ)

⑤ 令和 7・8 年度沖縄県建設工事入札参加資格の等級が分かる資料

(2) 提出先

恩納村役場 建設課

〒 904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

(3) 申請書提出期限

受付期限は、 公告日から令和8年9月30日(水)午後5時必着とする。(※直接持参の場合、土日・祝祭日を除く)

5. 審査結果の通知書発行

入札参加資格審査結果は、メールにて令和8年10月6日(火)までに通知する。

6. 工事に関する質疑応答

(1) 工事内容に関する質問締切日 令和8年 10月 2日(金)正午

(2) 質 問 に 対 す る 回 答 令和8年 10月 9日(金)正午

7. 入札執行の日時及び場所

(ア) 日時 令和8年10月16日(金) 午前10時

(イ) 恩納村役場2階会議室

タイムスケジュール

1	申 請 書 提 出 期 限	令和8年 9月30日(水) 午後5時必着
2	審 査 結 果 の 通 知 書 発 行	令和8年10月 6日(火) ※随時通知
3	工事内容に関する質問締切日	令和8年10月 2日(金) 正午
4	質 問 に 対 す る 回 答	令和8年10月 9日(金) 正午
5	入 札 日 時	令和8年10月16日(金) 午前10時

8. 資格の取り消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が3. に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、村が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9. 契約条項

別紙「(案) 契約書」のとおり

10. 入札方法

- (1) 入札参加資格審査により資格要件を認められた者は、入札書に金額等を記入の上、入札書・工事費等内訳書を同封し入札会場で直接提出すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。代表者本人の場合は、名刺を提出すること。

11. 落札者の決定の方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(恩納村契約規則(令和4年恩納村規則第8号)第15条において最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。)で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、そのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

12. 入札保証金

免除(ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償として見積書金額の100分の5を村に納付しなければならない。)

13. 契約保証金

免除(工事請負契約書第36条の規定により契約を解除するときは、請負人は損害賠償金として、契約金額の100分の10を村に納付しなければならない。)

1 4. 前払金

請負代金が150万円以上については、請負代金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

1 5. 最低制限価格制度

最低制限価格制度の適用がある。

最低制限価格に満たない価格で入札したものは失格となり、落札者となるべきものがないときは、再入札をおこなう。

1 6. 契約の保証

落札者は契約締結の際、工事請負契約の第4条に基づき、保証を付さなければならない。

1 7. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

1 8. 入札執行人及び立会人

恩納村職員

1 9. 当該業務の入札参加及び質疑について

(1) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。

(2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときには関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 本件に関する質疑については令和8年10月2日(金)正午までに下記の問い合わせ先へ直接、別紙「質疑書」を提出するか、メールで送信すること。

回答は令和8年10月9日(火)正午までに ホームページ又はメールで返信をおこなう。

20. その他

(1) 入札説明会は、実施しない。

(2) 最低制限価格は、設ける。

(3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び恩納村財務規則に定めるところによる。

21. 配布資料

- | | |
|--------------------|---------|
| ①恩納村一般競争入札公告(公告文) | ⑪図面 |
| ②一般競争入札説明書 | ⑫数量計算書 |
| ③恩納村一般競争契約入札心得 | ⑬金抜き設計書 |
| ④競争入札参加資格確認申請書・誓約書 | ⑭位置図 |
| ⑤工事施工実績証明書 | |
| ⑥(案)請負契約書 | 以 上 |
| ⑦入札書・委任状 | |
| ⑧工事費等内訳書 | |
| ⑨質疑書 | |
| ⑩特記仕様書 | |

22. 問い合わせ先

恩納村建設課 土木係 知念

〒 904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

[TEL:098-966-1203](tel:098-966-1203) FAX:098-966-1045

mailアドレス: c-kouhei @vill.onna.lg.jp